

要介護認定・要支援認定申請及び訪問調査に係る協力依頼について

1 要介護認定・要支援認定申請の注意事項について

(1) 認定申請書の提出について

迅速かつ適正な認定審査が実施できるよう特に次のことについてご協力をお願いします。

- ① 申請は、介護保険サービス利用の意向を本人や家族に十分確認した上で行ってください。すぐに介護保険サービスを利用する予定がない場合は、必要時に申請を行うようにしてください。
- ② 入院・手術・転院の予定がわかっている時は、認定申請の時期について十分検討してください。申請後、すぐに訪問調査が行えなかったり、調査票と主治医意見書との状態相違のため、認定結果が出るまでに時間がかかります。そのため、認定申請は状態を十分に考慮され、サービス利用の見込みが出来る時点で行ってください。
- ③ 更新申請については、「1日から9日」、「10日から月末」の2つの時期に分け、緊急性等を考慮したうえで、おおむね半数ずつになるように提出してください。
- ④ 介護保険施設入所者については、提出時期の指定はありませんが、急ぐ方以外は、10日以降の提出をお願いします。

(2) 申請書の記入について

次の記入欄について特に留意してください。

- ① 主治医・・・・・・・・申請書⑨
病院名・医師名・通院状況等を、申請の都度、本人・ご家族等に必ず確認してください。また、申請時に記入された医療機関について変更がある場合は、速やかに介護保険課まで連絡をお願いします。
- ② 2号被保険者・・・・・・・・申請書⑩
主治医に確認のうえ、該当する特定疾病名を16のうちから記入してください。医療保険証の写しを必ず添付してください。
- ③ 入所中・入院中の方・・・申請書⑪⑫
申請時点での状態をよく確認して記入してください。

※記入に関する注意事項について、資料10-3を再度確認してください。

